
プロジェクト 企業結合（ステップ2）

項目 公開草案に対するコメントへの対応

子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額の取扱い 公開草案に対するコメント

1. 公開草案では、以下を提案している。

（連結会計基準案第 29 項）

子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（以下「売却持分」という。）と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とする。また、売却した株式に対応するのれんの未償却額についても同様に処理する。

2. これに対して、売却した株式に対応するのれんの未償却額についての具体的な会計処理及びその経緯を明確にすべきとのコメントが複数寄せられた。

コメント（抜粋）

- ◇ 子会社株式の一部売却（資本取引）にもかかわらず、支配を獲得したときに生じたのれんの測定にも影響を与えることが提案されていると思われ、その具体的な会計処理及びそのように定めた経緯を明らかにすべきと考えられる。
- ◇ 当初 60% 保有していた株式を 20% 追加取得して 80% にした後、10% を売却して売却後持分が 70% になった場合、今回の改正案により 20% 追加取得時にのれんは計上されないことから、60% 以下に達するまでの売却は、のれんの減額を行わず、60% 以下まで売却する場合に、残存持分に見合う額を超えるのれん相当額を減額するという方法も考えられるのかどうか、明確にしていきたい。

検討

3. 子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額の処理については、以下の 2 つの考え方がある。

[案 A] 子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額は減額しない。

（理由）

- ✓ 取得後の所有者との取引は、取得した資産及び引き継いだ負債の測定に影響させるべきではないため、のれんについても変動を認識しない。
- ✓ 国際的な会計基準においては、この考え方が採用されている。

[案 B] 子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額を減額する。

（理由）

- ✓ のれんは親会社の投資原価の一部であることに鑑みれば（企業結合会計基準第 105 項）、一部売却において親会社の持分の減少に対応するのれんの未償

却額は取り崩すべきである。

- ✓ 取得後の所有者との取引は、取得した資産及び引き継いだ負債の測定に影響させるべきではないとしても、のれんは、親会社持分相当額しか計上されていない（購入のれん方式）ため、他の資産及び負債とは異なる。
- ✓ のれんの未償却額を減額しないと、一部売却済の親会社持分相当額に対応するのれんの償却費が次期以降にも認識され、「親会社株主に帰属する当期純利益」が適切ではなくなる。

4. 現行基準においては[案B]の考え方を採用しており、公開草案においても、引き続き[案B]の考え方を提案している。しかしながら、専門委員会での検討を受けて検討した結果、以下の点を勘案して[案A]の考え方を採用することとしたいと考えるがどうか。
- 支配獲得時ののれんは、支配が継続している限り、償却や減損を除き、変動させるべきではないと考えられる。
 - 支配獲得後の追加取得時においてはのれんが追加計上されないのに対し、一部売却時にのれんを減額すると、追加取得時の会計処理と整合した取扱いにはならないと考えられる。
 - 償却負担の視点からみても、一部売却時においてのれんを取り崩さない場合、その後ののれんの償却は全額親会社株主が負担することとなるが、支配獲得後の追加取得の場合にはのれんの追加計上による償却負担の増加はないことから、必ずしも整合な取扱いではないとはいえないと見ることもできる。
 - IFRSにおいても購入のれんを採用することが認められており、支配が継続されている限り、一部売却時においてものれんの一部を取り崩さないことから、IFRSの取扱いと整合したものであると考えられる。
 - [案B]に基づいた場合、「参考」に示した通り、のれんの未償却額の減少額をどのように算定するかについては複数の方法が考えられ、いずれも合理的な説明は困難であり、[案A]ではそのような問題点は回避されると考えられる。
5. 専門委員会においては、計上されているのれんが購入のれんであることや親会社株主に帰属する当期純利益への影響を勘案すると、連結の基本的な考え方とも関係するという意見が聞かれたが、追加取得時にのれんを追加計上しないこととの整合性や実務面の対応も勘案して、[案A]を支持する意見が多数であった。

ディスカッション・ポイント

子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却の取扱いに関する、上記の対応案[案A]についてご意見あれば頂きたい。

以 上

(参考)

減額するのれんの未償却額の算定方法

6. 子会社株式の一部売却時に減額するのれんの未償却額の算定方法については次の案が考えられる。

[案1]売却した株式の持分割合と売却直前の親会社の持分割合の比率により算定したのれんの未償却額を減額する(平均法的な考え方)。

(理由)

- ✓ 一部売却時において減額する親会社の持分の額(連結上の売却簿価)の算定方法として採用されている(「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第44項)。
- ✓ 親会社の投資原価の減額と同じ算定方法でのれんの未償却額を減額することが、のれんは親会社の投資原価の一部であることと整合する。

[案2]支配獲得時点の持分割合を上回っている場合はのれんの未償却額は減額せず、支配獲得時の持分割合を下回った時点から、支配獲得時の持分割合の比率により算定したのれんの未償却額を減額する(後入先出法的な考え方)。

(理由)

- ✓ 追加取得時にはのれんは計上されないことから、支配獲得時の持分割合を下回るまではのれんを減額する必要がない。
- ✓ のれんは支配獲得時の持分割合に基づいて認識されているため、支配獲得時の持分割合を上回っている場合は減額しないという考え方も成り立つ。

7. 数値例を用いてそれぞれの案の算定方法について検討する。

(数値例)

簡素化のためのれんの償却は考慮しないものとする。

- ・P社はX1年4月にS社株式60%を取得し、子会社とした。取得時にのれん240を計上した。
- ・P社はX2年3月にS社株式20%を追加取得し、持株割合を80%とした。
- ・P社はX2年9月にS社株式10%を売却し、持株割合を70%とした。
- ・P社はX3年4月にS社株式15%を売却し、持株割合を55%とした。

それぞれの案の方法により算定したのれんの残高の推移は以下のようになる。

	60%	⇒	80%	⇒	70%	⇒	55%
(案1)	240		240		210 (※1)		165 (※3)
(案2)	240		240		240 (※2)		220 (※4)

(※1) $240 \times 10\% / 80\% = 30$ を減額する。

(※2) 支配獲得時の持分割合を上回っているため、減額しない。

(※3) $210 \times 15\% / 70\% = 45$ を減額する。

- (※4) 支配獲得時の持分割合を5%下回ったため、5%分を減額する。
 $240 \times 5\% / 60\% = 20$ を減額する。

それぞれの案の算定方法の実務における特徴は以下が考えられる。

案1によった場合	案2によった場合
<ul style="list-style-type: none">・ 持分変動の都度、のれんを減額する比率を算定する必要があり、持分変動が頻繁に行われる場合には、計算が煩雑になる可能性がある。・ 支配獲得時の持分割合の情報を保持する必要がないため、データ保持に関する実務負担は比較的少ない。	<ul style="list-style-type: none">・ 支配獲得時の持分割合を下回らない限りのれんを減額せず、また、減額する場合も支配獲得時の持分割合により算定するため、持分変動が頻繁に行われる場合でも、計算が比較的簡便である。・ 支配獲得時の持分割合の情報を常に保持しておく必要があるため、実務上負担となる可能性がある。

以 上